

事 務 連 絡
平成22年10月21日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産ナンキョウ (学名 : *Alpinia galanga*))

標記については、平成22年10月18日付け食安輸発1018第2号にて通知したところですが、同通知に示す、製品検査の対象食品等は「その他のスパイス」基準を適用する生鮮品等であり、乾燥品等の「乾燥させたその他のスパイス」基準を適用する品目は対象外となりますので連絡します。